

不品行の罪と教会の戒規

分派争いと共に、コリントの教会で起こっていたもう一つの大きな問題は当時の異邦人の世界ですら顰蹙(ひんしゆく)を買うような不品行の罪であった。今日のこの箇所にはパウロの驚きがある。悲しみがある。怒りがある。そして、彼は強い語調で彼らの過ちを指摘し、教会が神の教会として、この問題を正しく対処するようにと勧告するのである。ここでの中心は教会の戒規の問題である。

戒規とは、キリストの聖なる教会に加えられた者が、その信仰と生活において罪を犯したとき、神のみ言葉と御霊により、その信仰が正され、その誤りが矯正され、神のしもべとして教育され、訓練されるために立てられた制度であり、また、教会が福音の純正と教会の純潔を守るために、また神の栄光が汚されることがないようにと行使する、主イエス・キリストによって定められた制度である(マタイ18:15～20)。

どうということがコリントで問題になっていたか？当時の異邦人の世界ですら起こりえないスキャンダル！父の妻と同棲するという、パウロにとっては実にショッキングな問題であった。ここで父の妻というのは、おそらく再婚した父の妻、つまり継母であったであろう。父親が死んで後か、あるいは別れた後か、分からない。ともかく、その継母にあたる女性と同棲するという「近親相姦」という大きな罪であった。それは旧約の律法でも(レビ18:8、20:11。申命記22:30)また当時のローマ法においてさえも禁じられていたことであった。

ところが、パウロにとってそれ以上のオドロキは、自らの知恵を誇る教会の指導者たちがこの忌むべき不品行の罪を前にしながら、何らの悲しみも覚え、何らの処置も取っていないという、罪に対する彼らの無感覚、神の聖性に対する彼らの恐れのない念の欠如、キリストのからだとしての教会に対する彼らの指導者としての無責任であった。

このような恐ろしく、恥ずべきことが自分の教会の中に起こっているというのに、また、神の前に痛みをもって懺悔し、灰をかぶって悔い改めてもなお足りないほどに身を低くすべきであるのに、また、その人が教会から取り除かれなければならないことを悲しむべきであるのに、あなたがたは何らの処置もせず放置し、相も変わらずひとりよがりの大言壮語を並べて、『わたしはパウロにつく』『わたしはアポロに』『わたしはケファに』と言って分派を作って争っている、高ぶっている、自己満足している、とは何事であるか！とパウロは嘆く

そして3～5節で教会が、この不品行の罪をあからさまに犯している者をどう処置すべきであるかを使徒としての権威をもって語る。父の妻と同棲する、そのような不品行の罪が教会にあってはならない、そのような罪は見過ごしにされてはならない、それは神の御心を深く悲しませることである。もしその者が悔い改めないならば、主イエス・キリストの権威によって、悔い改めないそのような者を教会から除名すべきであるとパウロは言う。

教会からメンバーが除名されるということは悲しく痛ましいことである。しかし、しなければならない時もあるのである。罪は罪として見過ごしにすることは出来ないのである。教会は神の前に真実で清くなければならないのである。